

## ・目的（第1条）

桜井市のすぐれた地域資源を（仮称）「大和さくらいブランド」として認定し、その販売を支援するとともに、ブランドの情報発信を通じて、地域経済の活性化を図り、観光振興に結び付けてまちの魅力を向上させ、市のイメージアップを図ることを目的とする。

## ・申請できる人（第2条）

市内事業者または個人

## ・認定対象（第3条）

- 1) 一次産品（例：材木、農産品）
- 2) 加工品（例：そうめん、そば、くずきり、日本酒）
- 3) 工芸品（例：木工品）
- 4) 旅行サービス商品

## ・申請方法（第4条）

「大和さくらいブランド認定申請書（第1号様式）」と以下の書類及び申請品を市に提出。

## \* 必要書類

調書（第2号様式）、住民票（登記簿謄本）または定款（法人の場合）

## ・審査基準（第5条）

別途定め、公表する。

## ・認定審査（第6条）

桜井市地域ブランド認定推進委員会にて審査し、市長に報告する。

## ・認定の決定（第7条）

「大和さくらいブランド認定審査結果通知書（第3号様式）」により通知し、申請者は「大和さくらいブランド認定に係る誓約書（第4号様式）」を市に提出する。市は「大和さくらいブランド認定書（第5号様式）」を認定者に発行する。

## ・認定の公表（第8条）

認定品の名称・事業者氏名、住所を公表する。

## ・認定の有効期間、更新（第9・10条）

3年間。事業者は更新するときは「大和さくらいブランド認定更新申請書（第6号様式）」を有効期間満了の3か月前に市に提出する。

## ・認定内容変更（第11条）

氏名、住所、認定品名称変更などがあつた場合、「大和さくらいブランド認定申請事項変更届出書（第7号様式）」を速やかに提出する。

・認定物の表示（第12条）

「大和さくらいブランド」として認定を受けたものであることを表示できる。

→ ロゴマークの選定、その表示方法（シール等作成）

・プロモーション（第13条）

委員会で販売促進・PRに関する事項を協議し、プロモーション活動方針を決定する。

・調査及び検査（第14条）

立入検査、品質検査、波及効果などを実施することができる。

・審査基準の遵守と責任の所在、事故等への対応（第15条）

認定品に不具合や事故等が生じた場合は事業者が一切の責任を負う。また認定品の品質等を委員会が保証するとの誤認を与える行為を行ってはならない。また事故・苦情等あった場合は市に対して報告する義務があり、市は事故などの内容を広く知らせる必要がある場合は内容を公表する。なおこの公表により損害等発生した場合も市は責任を負わない。

・認定の取り消し（第16条）

市は、第16条に掲げるものに該当する際は認定を取り消すことができ、「大和さくらいブランド認定取消通知書（第9号様式）」により事業者へ通知し、事業者は取り消された後1年は新たな申請ができないものとし、虚偽の申請をした場合は、5年間は申請ができないものとする。

・事業者の責務（第17条）

事業者は要領の遵守と、認定物の品質維持に努めなければならない。また、認定事業の普及啓発に協力することに努めなければならない。

\*ブランド認定における申請者のメリット（案）

- ・認定マークを商品に表示できます。
- ・市等が行う物産展やプロモーション時の物販において、積極的に取り上げます。
- ・市のホームページ・パンフレット等に重点的に掲載します。
- ・桜井市のふるさと納税特産品に取り上げます。
- ・観光協定を締結しているJAFが経営する「e-JAF shop」における名産品に推薦します。